

明治初期の淨瑠璃界

異色名匠銘々傳

維新の曙光が漸やく見え出して來た明治初年前後のこと、追がに商業地の大阪も、物情は騒然たる有様であつたが、それでも芝居や淨瑠璃などの興行物は別天地の觀があつて、可なりな成績で打ち續けてゐたのは、一つはまだまだ斯界に名人や巨匠が多かつたからの故でもある。竹本長門太夫所持の「忠臣藏」九段目の床本の終尾にこんなことが書いてある。

安政元年九月十八日、天滿北西角芝居にて、忠臣藏通しに九段目を語るところ、此日異國船來る故、よんどころなく芝居休業となる。

黒船來が直接興行物に及ぼした影響の一つである。

明治元年一月（實は慶應四年）稻荷社内に在つた文樂座は、初春狂言に「金門五三桐」を出さうとしてゐた。世間は御維新の騒ぎで、なんとなく落ちつかず、不安の空氣に満ちてゐる時

に、而かも大阪城に戦雲が棚曳き、伏見鳥羽の敗戦で、徳川慶喜公が辛くも天保山沖から江戸へ遁れようとする、かうした場合、舞臺では例の石川五右衛門が、春宵一刻……でも麗らかな眺めぢやなあ……などと遣りかけたが、あまりにも、世間と懸け離れすぎてゐたので一月は興行中止。二月の十二日になつて、もうそろそろ麗らかな眺めになつてもよささうなものと、こつそり初日を開けたが、むろん駄目、十二日間より芝居は打てなかつた。此時の一座顔觸れが、六代目染太夫、七代目咲太夫、四代目彌太夫、五代目湊太夫、越路太夫、實太夫。三味線團平、濱右衛門。人形辰造、玉造などである。併かし三月からは、さうした騒ぎも稍平常に復して、四十六日間も打ち續けることが出来たのは、大阪の土地らしいやはり豊かなところがある。狂言が「一谷嫩軍記」と「四つ谷怪談」であつた。かうして文樂座は引續き一年に五回または六回宛の興行を打つてゐる。

明治元年十二月。大阪府は西區松嶋町に新たに遊廓の設置を許可し、從來各町に散在してゐた公許地以外の小遊里を此所へ移轉集合させて、遊廓整理を行ふことになり、土地の發展を圖る可く、凡てを江戸吉原に模して、仲之町を中心に、可なり大規模な施設をすることゝなつたが、土地が地理的に偏した爲になかなか急には思ふやうな實が揚らない、そこで、府では土地

繁榮の一策として、道頓堀の歌舞伎芝居と、文樂座の人形浄瑠璃を此處へ移す可く計畫したのである。歌舞伎の方は道頓堀の仕打三榮へ、文樂はその座主へ、共に命を下した。この兩者は直ちに旨を含んで松嶋興行の準備にかゝつた。三榮の歌舞伎は不入りの爲めすぐ退轉したが、文樂座は永續することになつた。明治四年新築の工を起し、五年正月、文樂座開業の興行を始めたのである。（現今の松嶋八千代座の前身がそれである）文樂座はこれで博勞町稻荷からここへ移轉してしまつたのである。かくて文樂新築記念興行は花々しい盛況で、而かも五十三日間打ち續けの大當りを取つたのであつた。

狂言は太功記の通しと御祝儀三番叟。

一座の太夫は、春、越、古靱、越路、染等。

三味線は團平、新左衛門、吉兵衛。人形は玉造、辰造、喜十郎、玉之助、玉治等の番附、面顔ぶれ。春太夫の尼ヶ崎、越の杉の森、古靱の妙心寺、越路が大徳寺。

此時湊太夫が櫓下を去つて、春太夫これを繼ぎ、吉田玉造が人形浄瑠璃史上最初の人形櫓下となつた。この文樂座移轉については座員の全部は「島流し」と稱して大反對であつたが、春、玉造の二人が主として盡力し、そこには官憲と政治的意味も含まれた裏面史もあるが、爾來春、

玉造の勢力の増大したことは事實である。

この明治五年には、明治新政府からは、曆の改正を始めとして、さまざまな改革令が相次いで出た、斷髮令、徵兵令、娼妓解放令、などがそれで、文樂座の淨瑠璃やその他の興行物にも十月二十一日附で左のやうな布令が下つた。

壬申十月二十一日御布令

申第三百七號

從來能狂言其他音曲歌舞の類者古の嘉言善行世の模範となり、奸惡淫褻人の懲艾となるものを擧げ、之れを音曲に鳴し手之れを舞ひ足之れを踏み人の耳目を歡ばしめ事情深切にして無學文盲のもの觀感いたし易きを主とし勸善懲惡の一端なるを以て大に世に行はれ候處近來其本旨を失ひ徒に觀美のみに相流れ人心を蠱惑し風俗を紊亂する弊害不尠者兼而相達し置候處今度教部省より別紙の通り達有之候間其營業のものは深其旨を體し可申候事

右の趣其營業の者へ相達候間爲心得管内無洩相達する者也

壬申九月

大 阪 府

能狂言始め音曲歌舞の類は人心風俗に關係する處不尠候に付き左の通り管内營業の者共へ可

相達事

壬申八月

教部省

一、能狂言以下演劇の類

御歴代の

皇上を模擬し

上を褻瀆し奉り候體の儀無之様厚注意可致事

一、演劇の類専ら勸善懲惡を旨とすべし

淫風醜態の甚しきに流れ風俗を敗り候様にては不相濟候間弊習を洗除し漸々風化の一助と相成候様可心懸事

一、演劇其他右に類する遊藝を以て渡世致し候を制外者坏と相唱へ候從來の弊風有之不可然儀に候條自今は身分相應行儀相愼み營業可致事

以上

また翌六年には更に以上の布令に基いて文樂座の樂屋へ左の注意書が貼り出された。

一、從御上様御布告の趣急度可申相守事

一、皇上様御歴代の御名前又は差支の文句有之候淨瑠璃一切語り候儀は不相成候事

二、世話淨瑠璃心中物都而風儀不可宜場者能々調べの上可語候事

一、時代物にても風俗に拘り候場又はサワリ杯にも心を付あしき處は急度相除候事

一、旅持に罷出候人々其砌世話人に届出候處近來多く等閑に相成以後者上下の無差別其年の

世話人に届出候事

一、出勤中銘々禮儀第一に致し樂屋等にても風儀あしき事無之様且風俗衣服等も随分質素を

相守藝道出精第一に可勤事

右の條々急度相守營業可致候若相背者連外可致候事

明治六年改

次に明治十三年三月に、淨瑠璃三業仲間規則が、大阪商法會議所會頭五代友厚の名で發布された、漢語使用のモダン奇文、時代色濃厚なので、その序文だけをお目にかける。

夫レ今學校ヲ創立シテ幼兒ヲ導キ婦女ニ教ユルモノハ人智ヲ進マシムル也、公園ヲ開設シテ花樹ヲ栽エ香草ニ培カフモノハ人心ヲ樂マシムル也、此盛舉タルヤニツナガラ歐米各國ノ法

ニ則ル、彼ノ孜々汲々タル學務ノ勞ヲ慰スルニ、此愉々快々タル公園ヲ設ク衛生ノ法至レリト云フベシ、苟クモ我が同盟淨瑠璃三業仲間ノ業ニ於ルモ、此盛舉ノ一端ヲ二ツナガラ兼ルモノト云フベシ、如何トナレバ孝子忠臣ノ外傳ヲ演ジテ勤勉ノ心ヲ起サシメ、高山流水ノ秘曲ヲ奏シテ快々ノ樂ミヲ盡サシム、其事卑俗ト雖モ豈勸懲ノ一端ト云ハザルヲ得ン、故ニ今同盟協同シテ苟ソメニモ淫奔ヲ談ゼズ醜體ヲ演ゼズ、人ヲシテ義理人情ノ在ル所ヲ知ラシメ併セテ衛生ノ一ツニ供シ、各自ノ言行ニ於テモ浮薄ヲ戒メ謹慎實直ナランコトヲ欲シテ、此ニ規則ヲ設ケ商法會議所ノ公議ヲ經テ左ノ條々ヲ約ス。(以下條文略す)

明治新政府の事業は細心の注意を以て行はれ次第に人心も安定し、世間の景氣も回復した。かうした期間長門太夫歿後の我淨瑠璃界は、やはり長門薫育の香りが高く、澤山な名人を擁してゐたのである。即ち長門太夫直系からいふと、四代目長門、専門藝以外に學才があつて、淨瑠璃大系圖の著作があり、古實考證家として斯道を益した。天王寺村七千五百石の大庄屋といふ名譽の位置にあつて淨瑠璃を語り、高座に登る爲めに名譽の職を捨て、顧みなかつた異色ある長尾太夫。豪音で端場を専門にした名人四代目彌太夫。意氣な聲で、無類の艶語りと稱され、入れ墨の左官の子として聞えてゐた六代目綱太夫。豪傑肌で至藝の持主、慘殺されたので一層

名高い古鞆太夫。世話物語りとして、日神月神と云はれた五代目湊太夫。七代目咲太夫。又少し後には盲人の美音家四代目住太夫。人情語り世話物の名手五代目彌太夫、などを數へることが出来、一門繁榮の跡を見せて居る。

また長門系以外の人々には、時代物の第一人者と云はれた六代目染太夫、門下の八代目染太夫も早世したが大將の器を備へてゐた。鷹揚大量な曲風に一流を立てた五代目春太夫は、その門下に越路、後に攝津大掾といふ大物を出してゐる。或は又高野の僧で大兵大音の怪物三光齋といふのや、滑稽淨瑠璃専門で賣出した奇人山城掾など、多種多様にいづれも淨瑠璃界を縦横に馳驅してゐる有様は、まことに花々しいとも何んとも云ひ様がない。それといふのも當時斯界は自由な空氣に満ち満ちて、一能あるものは何んの束縛もなく、思ふ存分その腕を揮ふことが出来て、各々特色ある藝風をバンバン伸ばして行くことが出来たのであつた。そこで以上列記したやうな、一家の特色を鮮明に顯はした人々が澤山に出たのは、もうその以後には見られない圖である。

この機會にそれ等の中から、特に優れて異彩ある人物を撰り出して述べて見たい。